

【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案の概要】

改正の経緯

- 職業能力開発促進法(以下「法」という。)には、公共職業能力開発施設等において、業務の遂行に支障のない範囲内であれば、個人事業主、家内労働者、外国人留学生等(以下「外国人留学生等」という。)に対して、職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練(以下「準ずる訓練」という。)を実施してもよい旨を定めた規定(法第92条)があるところ、その実施のための手続に関する規定は職業能力開発促進法施行規則(以下「規則」という。)上整備されていない。
- これに関連し、外国人留学生を職業能力開発短期大学校に受け入れて訓練を行う場合、
 - ・ 専門課程の高度職業訓練の卒業資格が得られない
 - ・ 修了時の技能照査の受験資格がなく「技能士補」になれない
 - ・ 技能検定の受験資格である経験年数が緩和されない
 といった疑義があるとして、今般、国家戦略特区制度の枠組みのもと、提起がなされた。
- これに対し、国家戦略特区WGによるヒアリング(平成30年11月16日)において、厚生労働省から、疑義を解消すべく、規則の改正を検討する旨表明した。
- 本省令案は、こうした経緯を踏まえ、公共職業能力開発施設の長等が、法第92条に定める準ずる訓練を行う際の手続を明確にするべく所要の改正を行うもの。

改正の内容

- ① 外国人留学生等を対象とする技能照査に関し、
 - ・ 公共職業能力開発施設の長等は、法第92条に定める準ずる訓練を受ける者に対して技能照査を行うことができること
 - ・ 技能照査に合格した者は技能士補と称することができることを明確にする。
- ② 修了証書の交付に関し、外国人留学生等が、職業訓練又は指導員訓練に係る訓練期間及び訓練時間に従い職業訓練等の内容を習得し、修了の要件を満たしていると認められる場合、公共職業能力開発施設の長等は、当該外国人留学生等に対して修了証書を交付することができることを明確にする。

また、修了証書を交付された者が技能検定を受ける場合、当該者が修了した職業訓練等の訓練課程に応じ、それぞれの訓練課程を修了した者に適用される規則上の技能検定の受験資格及び技能検定試験の免除に係る規定が適用されることを明確にする。